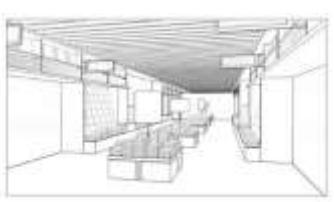


(無断転載禁止)

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2022-009489 【立体商標】		35	Z (拒絶)	商標法3条1項3号

## &lt;審決要旨&gt;

(1) 本願商標の特定の構成要素（ランプシェード付きの照明などを含む。）が、自他役務の出所識別標識として機能するものではない。

(2) 本願商標の構成要素（天井、書棚、平台、案内板、照明など）及びそれらの構成配置はいずれも、その指定役務を提供する店舗の内装としてはその機能を確保するために必要とされるものであるから、客観的に見て、役務の提供の場所、提供の用に供する物等の機能若しくは美観に資する目的で採用された形状、又はそのような理由による形状の選択と予測し得る範囲のものであり、それを超えて、その立体的形状をもって、役務の出所を識別する標識として認識させるものとはいえない。

(3) 本願商標は、これを指定役務に使用しても、その指定役務の提供の場所又は提供の用に供する物を表したものと認識するにとどまり、単に役務の提供の場所又は提供の用に供する物を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標である。よって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

\*請求人は、「代官山蔦屋書店」の空間デザインは国内外で高い評価を受け、様々な賞を受賞しているものであり、本願商標に係る内装は、需要者の予測を遙かに超えた予測不可能な内装である等を述べ、本願商標は自他役務識別力を十分に發揮する旨を主張しました。しかしながら、賞の授賞等の事実が、請求人の出所識別標識であると認識することに直ちにつながるものではない。として認められませんでした。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-14770		35,43	Z (拒絶)	商標法4条1項15号

【引用商標】 「神戸牛」（地域団体商標：商標登録第5068216号）

<審決要旨> 本願商標は、その構成中、語頭の「神戸牛」の文字に着目し、引用商標を連想又は想起させるから、その役務の出所について混同を生ずるおそれがある。

(1) 「神戸牛」は、「兵庫県産の和牛の肉」を示すものとして、全国的に名前を知られた有名ブランドで、一般の全国紙を含む新聞記事やインターネットにおいて広く紹介されている。

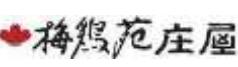
また、引用商標は、兵庫県食肉事業協同組合連合会が、その構成員に使用をさせる商標であって、第29類「兵庫県産の和牛の肉」を表示するものとして需要者の間に広く認識されており、当該指定商品について、平成19年8月3日に地域団体商標の商標登録（登録第5068216号）を受けている。

(2) 本願商標と引用商標とは、相当程度高い類似性を有すること、引用商標は「兵庫県産の和牛の肉」を示すものとして、周知性を獲得していること、引用商標の指定商品と本願商標の指定役は関連性が高く取引者、需要者層を共通にすることから、総合的に判断すれば、本願商標は、語頭の「神戸牛」の文字に着目し、引用商標を連想又は想起させることが少くない。よって、本願商標をその指定役務に使用するときは、引用商標を連想又は想起し、その役務が他人（引用商標の商標権者又はその構成員）と関係を有する者の業務に係る役務であるかのように誤認し、その役務の出所について混同を生ずるおそれがあるから、本願商標は、商標法第4条第1項第15号に該当する

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-650081	SELFI	9 Y (非類似)		商標法4条1項11号
【引用商標】	セルフィ			

＜審決要旨＞ (1) 本願商標からは、「セルフィ」又は「セルファイ」の称呼を生じ、特定の観念を生じない。他方、引用商標「セルフィ」からは、「セルフィ」の称呼を生じ、特定の観念は生じないものである。

(2) そうすると、本願商標と引用商標とは、観念については比較できないものの、外観については判然と区別し得るものであり、称呼については同じ場合だけでなく、異なる場合もあるから、これらが取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合的に勘案すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-018507		43 Y (非類似)	②	商標法4条1項11号 ①  
【引用商標】	③  ④  ⑤  ⑥ 			

＜審決要旨＞

(1) 本願商標の構成中「庄」の文字に続く図形は、直前の「庄」の文字と同じ書体で、横並びで高さを揃えて配置しているから、それらで何らかの文字を表そうとしていることを連想させるとても、当該図形部分の図案化の程度が顕著であるため、何の文字を表してなるのかは直ちに特定できない。

(2) そうすると、本願商標は、その構成中「ひとやすみ」の文字部分に相応して「ヒトヤスミ」の称呼及び「ちょっと休むこと。小休止。」の観念が生じるとしても、右側の下段部分を含む構成部分に相応して、特定の称呼及び観念は生じない。

(3) 引用商標1～4は、それら構成中「庄屋」又は「庄や」の文字部分に相応して、「ショウヤ」の称呼を生じ、「江戸時代の村の長」程度の観念が生じ得る。一方、引用商標5の「梅鶏苑」は「バイケイエン」と発音できるが、「庄」の文字に続く図形は読めない。6は「元蔵」の文字部分は「モトクラ」と発音できるが「庄」の文字に続く図形は特定できない。)

(4) したがって、(外観、観念において、相違し)称呼については、本願商標から「ヒトヤスミ」の称呼が生じるとても、引用商標1～引用商標4から生じる「ショウヤ」の称呼とは相紛れるおそれはない、引用5、6とも類似しない。